

埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業の概要

1 目的

入所施設等から地域における住まい・生活の場であるグループホームへの地域移行を促進するため、空き家を活用して重度障害者が入居できるグループホームの整備し、重度障害者の障害特性に合わせて入居に必要な改修工事等を行う場合に、その改修費用の一部を補助するものです。

2 補助対象となる事業の概要・補助額

詳細は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金交付要綱を御覧ください。

(1) 補助対象

ア 障害者支援施設、生活介護を行う事業所又は共同生活援助を行う事業所を運営している法人であること。

イ 整備後のグループホームに、重度障害者が入居する見込みがあること。

※重度障害者とは

障害支援区分5以上又はそれに準ずる者

ウ 整備地は、さいたま市、川越市、越谷市、川口市（以下「4市」という。）を除く埼玉県内とする。

※4市で（1）のアの施設、事業所を運営している法人が、4市を除く埼玉県内の空き家をグループホームに改修する場合は、補助対象になる。

(2) 補助対象経費

自己所有等する空き家を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、改修工事に要する経費

※改修工事とは

バリアフリー化などの改修整備（設備基準に適合させるための改修も含む）、介護リフト等特殊付帯工事、消防設備等工事、生活基盤設備等改修工事（浴室・食堂等、外壁・屋上等、給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備等）など

※空き家とは

建設工事の完了の日から起算して概ね1年を経過し、概ね3カ月以上使用されていない建物又は県内市町村の空き家バンクに登録している建物

(3) 補助内容

ア 補助率 県 3/4・法人 1/4

イ 補助上限金額 6,000千円/箇所（補助基準額 8,000千円/箇所）

ウ 補助件数 2箇所（予定）とする。

3 募集後のスケジュール

令和4年度中に工事完了し、実績報告書を提出していただきます。